

中国における有効な特許権の取得

—出願書類の作成時に考えるべき問題—

劉 新宇*・陳 立航**



要 約

中国で有効な特許権を取得するためには、明細書の作成、翻訳、拒絶理由（OA）の応答など各段階で工夫する必要がある。そのうち、最も基本的かつ重要なのは作成である。なぜなら、出願書類が作成された後、その後の翻訳、OAの応答、無効審判などの段階で行える修正、補正または訂正には限りがあるからである。例えば、中国の無効審判においては、削除または組合せによるクレームの訂正のみが可能で、明細書に基づくクレームの訂正は認められない。

作成の段階では、必須要件の欠如、開示不十分、サポート要件違反に、特に留意すべきである。なぜなら、明細書にこのような問題があれば、後のOA応答の段階および無効審判においては、その解消が非常に難しいからである。

本文ではいくつかの実例から、中国特許庁および裁判所が必須要件の欠如、開示不十分、サポート要件違反についてどのように理解して判断しているかを分析し、さらに作成時にこのような問題をどのように防止するかを検討する。

目次

1. 必須要件の欠如

- (1) 「その課題を解決するために必要不可欠な構成要件である」
- (2) 「そのすべてにより、特許または実用新案の発明または考案を構成するのに十分である」

2. 開示不十分

3. サポート要件違反

- (1) 「直接読み取れるもの」
- (2) 「導き出せるもの」

1. 必須要件の欠如

必須要件の欠如に関する法律の規定は、中国特許法実施細則第21条第2項、中国特許審査基準第2部分第2章3.1.2にある。必須要件の定義について、中国特許審査基準には、「必須要件とは、その課題を解決するために必要不可欠な構成要件をいう。具体的には、そのすべてにより発明特許または実用新案特許の発明または考案を構成するのに十分であり、背景技術に記載されたその他の技術と区別できるものをいう。」と規定されている。

上述の規定について、留意すべき点が2点ある。す

なわち、

- ①その課題を解決するために必要不可欠な構成要件である。
 - ②そのすべてにより、特許または実用新案の発明または考案を構成するのに十分である。
- (1) 「その課題を解決するために必要不可欠な構成要件である」

実例1：製粉機（特許番号：94110912.7， 一番番号：(2006)一中行初字第477号⁽¹⁾， 二番番号：(2007)高行終字第27号⁽²⁾）

この例は、「解決しようとする課題」と「必須要件」との関係に関わる。すなわち、本発明は多数の課題を解決できるにもかかわらず、独立クレームはそのうちの一つの課題さえ解決できれば、必須要件が欠如しているとはいえない。

この例に係る発明は、例えば小麦から小麦粉を製造

* 北京林達劉知識産権代理事務所 所長 中国弁理士

** 北京林達劉知識産権代理事務所 パートナー 中国弁理士

LINDA LIU & PARTNERS

Website : <http://www.lindapatent.com>

E-mail : linda@lindapatent.com

するための製粉機に関する。

明細書には、二つの解決しようとする課題が記載されている。すなわち、

- ①構造が合理的で、生産高が高く、製粉効果が良く、体積が小さい。
- ②従来の製粉機は磨臼の台面とローラーとが直接接触するので、摩損が大きく、騒音が高く、使用寿命が短い。

図1中、符号10は磨臼の台面を示し、符号12はローラーを示す。

製粉されるもの、例えば小麦は台面10とローラー12との間で粉になる。

上述の課題②を解決するために、本発明の採用した技術的手段は、台面10とローラー12との間に調整可能な隙間を設けるというものである。

この特徴、すなわち、「台面10とローラー12との間に調整可能な隙間がある」ことはクレーム1に記載されている。

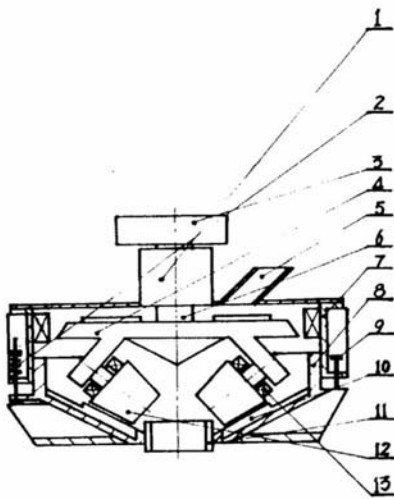


図1 実例1における発明の構成図

無効審判において、請求人は明細書に解決しようとする課題が二つ記載されているにもかかわらず、クレーム1には上述の課題①を解決するための構成が記載されていないと指摘した。また、請求人は、クレーム1には動力源（例えばモーター）に関する記載もなく、動力源との接続装置（例えば、ベルト）に関する記載もないと述べた。このような理由に基づいて、請求人は、クレーム1は必須要件を欠いていると主張した。

動力源および接続装置について、中国特許審判委員会は、動力源および接続装置は必ず存在すべきもので

あるが、本発明の解決しようとする課題と必然的・直接的な関連がないので、必須要件ではないと判断した（具体的な規定は、中国特許審査基準第2部分第2章3.3.1を参照）。

課題①の問題について、一審裁判所は、「独立クレームはその特許に係るすべての発明の目的を実現する必要はない。独立クレームとして、その発明の目的の一つさえ実現できれば、必須要件が欠如しているとは言えない。」と判決書に述べた。

二審裁判所は、一審裁判所の判断に同意した。本件特許は最終的に有効とされた。

この例に示されているように、ある構成が必須要件であるか否かを判断する際には、まず独立クレームに係る発明の解決しようとする課題を判断する必要がある。解決しようとする課題によって、必須要件が異なる。この課題を解決するための必須要件が、必ずしも他の課題を解決するための必須要件となるとは限らない。

それゆえ、独立クレームの発明はどのような課題を解決するか？複数の課題を解決できる場合、どれを独立クレームとし、どれを従属クレームとするか、それとも複数の独立項が必要であるか？これらはクレームの作成時に十分考えるべきことである。

なお、この例において、特許審判委員会は、本発明の解決しようとする課題と必然的・直接的な関連がないので、必須要件ではなく、独立クレームに記載する必要はないと判断した。では、いったいどのような構成が「必然的・直接的な関連のあるもの」であろうか。このような構成はどの程度まで記載すべきか。次の実例2はこの質問に回答している。

(2) 「そのすべてにより、特許または実用新案の発明または考案を構成するのに十分である」

実例2: オイルガン(登録番号:96230279.1, 一審番号:(2006)一中行初字第593号⁽³⁾, 二審番号:(2006)高行終字第370号⁽⁴⁾)

この例は、「そのすべてにより、特許または実用新案の発明または考案を構成するのに十分である」という問題に関わる。すなわち、独立クレームの構成要件が「そのすべてにより、特許または実用新案の発明または考案を構成するのに十分である」程度に記載されていれば、必須要件は欠如していない。

本件の被請求人は、独立クレームに記載された構成で一つの考案として十分であり、その課題を解決する

ことができると主張した。しかし、裁判所は、独立クレームに記載された構成では一つの考案として不十分であり、その課題を解決することができないと判断した。したがって、本件実用新案登録は無効とされた。

本考案はオイルガンに関する。そのオイルガンは自動車に燃料油を補給するためのものではなく、機械に潤滑油を注入するためのものである。その構造は空気ポンプに似ており、ただ空気ポンプから出るものは空気であるが、本考案のオイルガンから出るものは潤滑油である。

従来のオイルガンは、注油ヘッド9がオイルカップ（給油先）に係止できないので、シール性が悪く、オイルが漏れやすい。本考案の解決しようとする課題はオイル漏れを防止することである。

上述の課題を解決するために、本考案は図2に示すように、注油ヘッド9内に4つの爪18をアーチ形に配置した。このようにすることにより、オイルガンはオイルカップに係止しやすくなる（オイルカップもアーチ形のものであるから）。この4つの爪18とともに機能するものとして、さらに2つの半カップゴム12, 15が配置されている。すなわち、爪18は半カップゴム12, 15とともにオイル漏れを防止する。

上述の構成はクレーム1に記載されている。

無効審判において、請求人は、半カップゴム12, 15だけではシール機能を果たすことができず、本考案の解決しようとする課題（シール性が悪く、オイルが漏れやすいこと）を解決できないと指摘した。その理由は、クレーム1にカバー16や軸カバー17などの不可欠な部材が記載されていないというものである。それゆえ、請求人は、クレーム1は必須要件を欠いていると主張した。

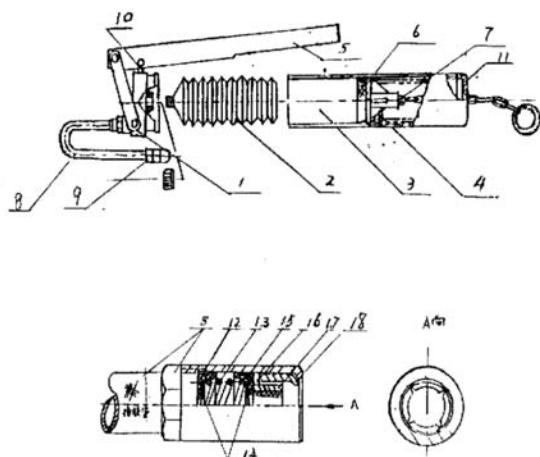


図2 実例2における考案の構成図

カバー16, 軸カバー17の役割について、特許審判委員会は、それらは半カップゴム12, 15を保護するためのものであり、シール機能を有しないとして、必須要件ではないと判断した。

しかし、一審裁判所は、特許審判委員会の判断に同意しなかった。一審裁判所の見解は以下のとおりである。すなわち、半カップゴム12, 15の役割はシールであるが、シールを実現するために、半カップゴム12, 15だけでは足りず、それを固定する部材も必要である。固定部材がないと、半カップゴム12, 15は注油ヘッド9内で移動可能となってしまう、シール機能を果たすことができなくなる。カバー16, 軸カバー17は正に半カップゴム12, 15を固定するためのものである。したがって、クレーム1は必須要件を欠いている。

二審裁判所は一審裁判所の判断に同意した。

2. 開示不十分

開示不十分に関する法律の規定は、中国特許法第26条第3項および中国特許審査基準第2部分第2章2.1.3にある。

開示不十分についてよくある質問は、明細書には発明または考案をどの程度開示すれば十分といえるか、というものである。開示の程度について、中国特許審査基準は、「その技術分野に属する技術者（以下、当業者という）がその発明を実施できる程度」と規定している。次に、実例3～5から特許審判委員会と裁判所のこの規定に対する解釈を見てみよう。

実例3:筋押し機（登録番号:02273311.6, 一番番号:(2006)一中行初字第598号⁽⁵⁾, 二番番号:(2007)高行終字第51号⁽⁶⁾)

この例は、作成の問題により、クレームに記載された考案と、明細書に記載された考案と、図面に記載された考案とがすべて異なっている。本件実用新案登録は最終的に無効とされた。

本考案は、包装用板紙を加工するための筋押し機である。大型家庭電器（例えば、洗濯機、テレビなど）の包装箱は通常、平らな外層－波状の内層－平らな外層という3層からなる板紙により製造されている。このような板紙は、緩衝性があり、中の家庭電器をよく保護することができる。本考案の筋押し機はこのような板紙を加工するためのものである。

本考案の解決しようとする課題は、自動送紙により、

手が傷つくことを防止することである。

明細書には、上述の課題に係る構成として、「間欠機構は、歯車軸 23 の一端に歯欠け歯車 24 が設けられ、カム 39、42 が滑車軸 40 と接触し…」と記載されている。

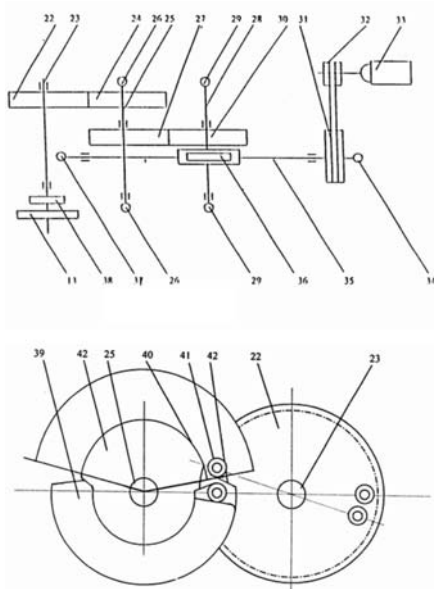


図3 実例3における考案の構成図

クレームには、明細書のその記載に対応する構成として、「歯車軸 23 の一端に偏心歯車 13 が接続され、他端に歯車 22 が接続され、歯車 22 の端面に滑車軸 40 および滑車 41 が設けられる」と記載されている。

すなわち、明細書の記載とクレームの記載とは一致していない。また、その両方の記載と図面に示す内容とも一致していない。つまり、明細書、クレーム、図面の記載はすべて異なっている。

したがって、無効審判の請求人は、これを理由として明細書の開示は不十分であり、当業者が実施できないと主張した。

一方、被請求人は、明細書の記載は誤記であると主張した。しかし、被請求人が主張した「正しい内容」は、明細書のその他の部分にも記載されておらず、図面から読み取ることもできず、クレームの記載とも一致していない。

「誤記」という主張について、特許審判委員会は、被請求人が主張した「正しい内容」は明細書およびクレームの記載と大きな差があるので、この主張を認めないと認定した。「開示不十分」という主張について、特許審判委員会は、明細書の記載が不明確であり、当業者が明細書の記載に基づいて本考案を実施すること

ができないので、その開示は不十分であると判断した。

一審裁判所、二審裁判所とも特許審判委員会の判断に同意した。

実例4: 犬用首輪（登録番号:99215524.X, 一審番号:(2005)一中行初字第562号⁽⁷⁾, 二審番号:(2006)高行終字第99号⁽⁸⁾)

この例は特別な意味を有する用語の問題に関わる。明細書には特別な用語が記載されている。しかし、その用語はその分野で普通で使用されているものではなく、文面からもその意味を判断することはできない。また、明細書にはその用語に関する説明も全く記載されていない。したがって、この用語により明細書の開示は不十分であるとされ、本件実用新案登録は無効とされた。

本発明は犬用首輪に関する。その解決しようとする課題は、ひもの長さを調整可能とするというものである。

明細書の記載によれば、その課題を解決するために、図4に示すように、連接部材4の締め具における軸を「開口軸入れ（中国語原文：開口軸套）」という方式でケーシング9におけるブロック6に接続する。すなわち、「開口軸入れ」という接続方式により首輪における2つの部材を接続する。しかし、「開口軸入れ」は当該分野の一般的な用語ではなく、どの辞書にも掲載されていない。また、明細書にはそれに関する説明もない。

したがって、無効審判請求人は、「開口軸入れ」はこの分野で周知の用語ではなく、その意味が当業者にとって不明であり、本考案が実施できないので、明細書の開示は不十分であると主張した。

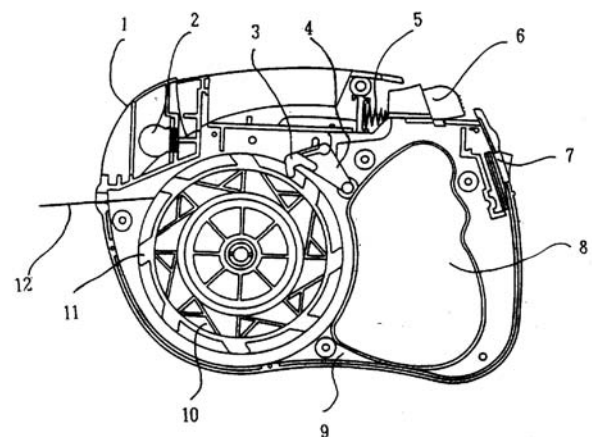


図4 実例4における考案の構成図

それに対して、被請求人は、「開口軸入れ」は当該分野で周知の用語であると主張し、かつ他の特許文献を提出してそれを証明しようとした。

しかし、特許審判委員会は、その用語は当該分野で周知の用語ではなく、明細書にも図面にもそれに関する説明がないとして、明細書の開示は不十分であると判断した。

一審裁判所、二審裁判所とも特許審判委員会の判断に同意した。また、被請求人が他の特許文献を用いてそれが周知の用語であることを証明しようとしたことについて、裁判所は、ある技術または用語が周知のものであるということを特許文献により証明することはできず、教科書、技術ハンドブック、辞書などにより証明すべきであるとした。

この例に示されているように、その属する分野で普通に使われていない用語の使用は慎重にすべきである。やむを得ずそのような用語を使用するときは、その用語の意味に関する詳しい説明を記載すべきである。そのような説明を記載することにより、クレームの技術的範囲をより明確にするだけでなく、明細書が開示不十分とされることを防止することもできる。

実例 5：凍結防止給水装置(登録番号：200520108664.6、一審番号：(2007)一中行初字第 1328 号⁽⁹⁾、二審番号：(2008)高行終字第 208 号⁽¹⁰⁾)

この例は典型的な開示不十分の例である。すなわち、明細書に開示された考案の構成ではその課題を解決することができず、さらにその他の構成要件を必要とするが、その構成要件は明細書に記載されていない。無効審判において、被請求人は、その構成要件は周知技術であると主張したが、それを証明できる有力な証拠を提出しなかった。したがって、本件実用新案登録は無効とされた。

この例に係る実用新案は給水装置に関する。その解決しようとする課題は、温度 0℃ 以下の環境で使用される時、凍結による給水口の破損を防止するというものである。具体的には、従来の技術では、給水が終わった後、給水口付近の配水管内に水が残っており、温度 0℃ 以下になると、その水が凍結してしまうので、給水口が破損するおそれがある。

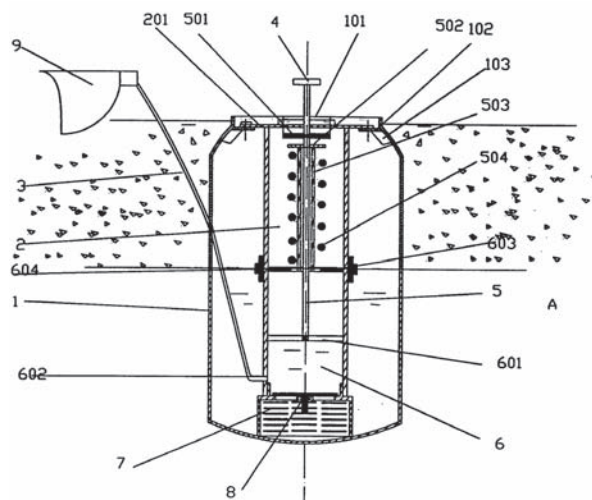


図 5 実例 5 における考案の構成図

この問題を解決するために、本考案の給水装置には負圧機構（シリンダ 6 とピストン 601）が設けられており、給水口付近の配水管にチェックバルブ 8 が設けられている。給水が開始すると、負圧機構が作動して負圧を発生させる。給水が終わると、負圧機構により発生した負圧作用により、給水口付近の配水管内の水がチェックバルブ 8 を通って水タンク 1 内へ戻る。このように、給水が終わった後、給水口付近の配水管内には水がないので、凍結による給水口の破損を防止することができる。しかし、当該分野で周知のように、チェックバルブの役割は水の逆流を防ぐというものである。本考案において、普通のチェックバルブでは上記の機能を果たすことができず、「スロークローズ性」を有するチェックバルブでなければならない。すなわち、チェックバルブは急速に閉じるのではなく、ゆっくりと閉じる。

それゆえ、無効審判請求人は、当該分野で周知のチェックバルブの機能では、本件実用新案の明細書に開示された考案により、給水が終わると給水口付近の配水管内の水がチェックバルブ 8 を通って水タンク 1 内へ戻るということを実現することができず、給水口の破損を防止することができないと主張した。

それに対して、被請求人は、チェックバルブは水の逆流を防ぐ役割を果たすと同様に、チェックバルブがスロークローズ性を有することも当該分野における周知技術であるので、本件実用新案の明細書に開示された考案は給水口の破損を防止するという効果を奏することができ、明細書の開示は十分であると主張した。また、チェックバルブがスロークローズ性を有することが当該分野の周知技術であることを証明するため

に、被請求人はその旨が記載してある技術ハンドブックを証拠として提出した。

特許審判委員会は、チェックバルブがスロークローズ性を有するので、本件実用新案の明細書に開示された考案は実施可能であり、給水口の破損を防止するという効果を奏すると判断した。また、特許審判委員会は、「本件実用新案の明細書にはチェックバルブがスロークローズ性を有するということは明確に開示されていないが、これは当該分野の周知技術である。本件実用新案の明細書に開示された内容と当該分野の周知技術に基づいて、当業者は数回の実験により本考案の効果を容易に実現することができる。したがって、明細書の開示は十分である。」という見解を示した。

しかし、一審裁判所は、「当業者にとって、チェックバルブの機能はスロークローズ性ではなく、水の逆流を防ぐことである。しかし、本考案はまさしくチェックバルブのスロークローズ性を利用してはじめて、給水口の破損を防止するという効果を実現することができるが、この点は明細書に明確には記載されていない。したがって、明細書の開示は不十分である。」と特許審判委員会と異なる判断をした。

特許審判委員会は、一審裁判所の判決を不服として二審裁判所に上訴した。二審裁判所は、一審裁判所の見解を支持し、かつ次のような見解を述べた。すなわち、被請求人が提出した証拠にはチェックバルブがスロークローズ性を有することが記載されている。しかし、チェックバルブはその閉じる過程の特定の段階でこの特性を有することで特定の問題を解決する。その特定の問題は本考案の解決しようとする課題と関連がない。それゆえ、チェックバルブがスロークローズ性を有するということが当該分野の周知技術であることを明示する証拠はない。したがって、明細書の開示は不十分である。

スロークローズ性はチェックバルブに必ずある特性のひとつかもしれない。しかし、この特性は逆流防止のように広く知られているものではない。それゆえ、裁判所に認めてもらうためには、有力な証拠が必要である。本件において、被請求人はこの点を証明できなかったため、その実用新案登録は無効とされた。この例から見れば、明細書を作成する際には、ある技術的事項のあまり利用されない特性を利用する（本件のように）場合、または、ある専門用語のあまり使用されない意味を使用する場合には、明細書にその説明を記

載することが必要である。

3. サポート要件違反

サポート要件に関する法律の規定は、中国特許法第26条第4項および中国特許審査基準第2部分第2章3.2.1にある。サポート要件について、何が明細書から直接読み取れるか、何が明細書から導き出せるかということに留意すべきである。次に、2つの事例を挙げて、「直接読み取れるもの」と「導き出せるもの」についてそれぞれ説明する。

(1) 「直接読み取れるもの」

事例6:乾燥装置（特許番号:99112797.8, 一審番号:(2004)一中行初字第22号⁽¹¹⁾, 二審番号:(2004)高行終字第320号⁽¹²⁾)

この例は簡単である。クレームに記載された構成要件が明細書に記載されていないので、明細書によってサポートされていないと判定された。本件特許は最終的に無効とされた。

本発明は、スラグなどの乾燥に用いる乾燥装置に関する。簡単に言えば、この乾燥装置は蓋を有する箱(本発明では「本体」と呼ばれる)である。

図中、符号1は本体を示し、符号2は蓋を示す。本体1と蓋2の間に、密封機構3がある。

上述の構成は明細書に記載されている。クレームには上述の構成以外に、本体1、蓋2および密封機構3の材料がさらに記載されている。しかし、その材料は明細書に記載されていない。

それゆえ、無効審判請求人は、明細書に材料が記載されていないので、クレームは明細書によってサポートされていないと主張した。

被請求人は、無効審判において、クレームに記載された材料を明細書に追加しようとしたが、特許審判委員会に認められなかった(前述の如く、中国の無効審判において、削除または組合せによるクレームの訂正のみが可能で、明細書の訂正は許されない)。また、被請求人は、証拠を提出して、その材料が周知技術であることを証明しようとした。

特許審判委員会は、その材料に関する構成要件は明細書に記載されていないので、クレームは明細書によってサポートされていないと判断し、特許を無効とする旨の審決をした。

一審裁判所、二審裁判所とも特許審判委員会の判断に同意した。

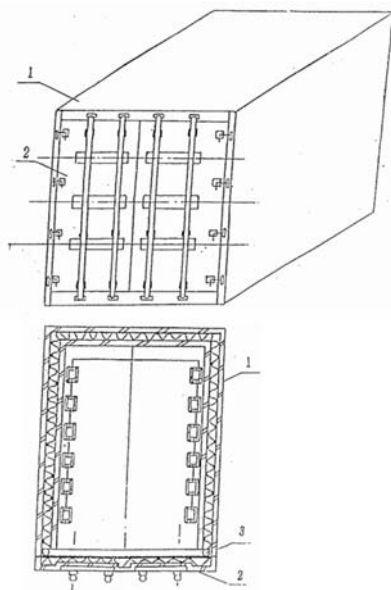


図6 実例6における発明の構成図

クレームに記載されたある構成要件が明細書に記載されていない場合、拒絶理由応答時または無効審判において、それは周知技術であると主張することができる。しかし、そのような主張を証明するには証拠の問題がある。また、このような主張はクレームの新規性や進歩性に影響を及ぼすおそれもある（例えば、明細書に記載されていない構成要件が引例との相違点である場合には、それが周知技術であると主張すると、クレームの新規性および／または進歩性がなくなる）。

したがって、出願書類を作成するとき、クレームに記載した構成要件に対応する記載が明細書にあるかどうかをチェックすることは重要である。

(2) 「導き出せるもの」

実例7：水タンク（特許番号：95103333.6，一審番号：(2005)一中行初字第1169号⁽¹³⁾，二審番号：(2007)高行終字第47号⁽¹⁴⁾)

この例により、何が明細書から導き出せるかという問題を説明する。本件特許のクレームに記載された一つの構成要件は、明細書に直接記載されておらず、図面から直接読み取ることもできない。しかし、明細書の記載と図面とを合わせて見れば、クレームにおけるこの構成要件を疑問なく導き出すことができる。それゆえ、クレームは最終的に明細書によってサポートされていると判定された。

本発明はトイレ用水タンクに関する。その解決しようとする課題は、洗浄水量を任意に制御することができるというものである。

図7に示すように、この水タンクはよく見かける

もので、符号7はタンクを示す。タンク7内の水位が高すぎる場合には、過量の水が溢水口15から円筒4内へ流れ、出水口8から流れ出す。

上述の内容は明細書に記載されている。クレーム2には、「円筒4の外周には孔がない」と記載されているが、この特徴は明細書に記載されていない。

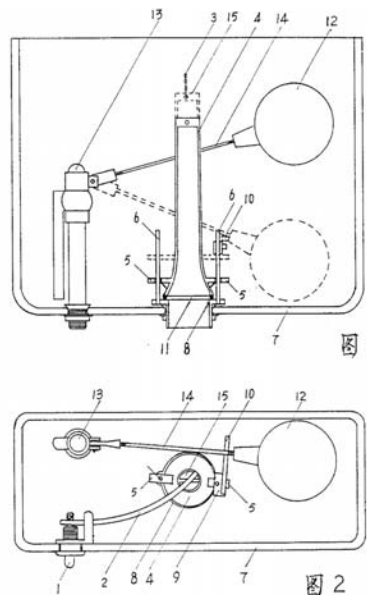


図7 実例7における発明の構成図

それゆえ、無効審判請求人は、クレーム2の「円筒4の外周には孔がない」という特徴が明細書に開示されていないので、クレーム2は明細書によってサポートされていないと主張した。

特許審判委員会は、請求人の主張を認め、クレーム2は明細書によってサポートされていないと判断した。

しかし、一審裁判所は、明細書に記載された上述の内容、すなわち、「タンク7内の水位が高すぎる場合には、過量の水が溢水口15から円筒4内へ流れ、出水口8から流れ出す。」に気付いた。また、一審裁判所は、図面において溢水口15は円筒4の最上端にあることに気付いた。明細書と図面のこの内容から、一審裁判所は、円筒4の外周に孔があれば、水は孔から円筒4内へ流れるので、溢水口15から流れるはずはないと認定した。すなわち、当業者は明細書と図面の内容から、クレーム2の「円筒4の外周には孔がない」という特徴を導き出すことができる。したがって、一審裁判所は、クレーム2は明細書によってサポートされていると判断した。

二審裁判所も、クレーム2は明細書によってサポー

トされていると判断した。また、二審裁判所は、判決書に次のような観点を述べた。すなわち、

「明細書の内容には、当業者が明細書に明瞭に開示された内容から直接読み取れるものだけではなく、当業者が、創造的な努力をせずとも明細書および図面から導き出せるものまたは直接想到し得るものも含まれる。」

本件特許は最終的に有効とされた。

以上のとおり、いくつかの実例を紹介し、必須要件の欠如、開示不十分、サポート要件違反という3つの問題について検討した。その発明自体が新規性や進歩性を有するのに、明細書の記載不備により拒絶査定され、または無効とされることは、非常に残念なことである。したがって、明細書作成時には、このような問題に十分留意し、その発生を防止するための措置を講じるべきである。

注

- (1) (2006) 一中行初字第 477 号判決書
- (2) (2007) 高行終字第 27 号判決書
- (3) (2006) 一中行初字第 593 号判決書
- (4) (2006) 高行終字第 370 号判決書
- (5) (2006) 一中行初字第 598 号判決書
- (6) (2007) 高行終字第 51 号判決書
- (7) (2005) 一中行初字第 562 号判決書
- (8) (2006) 高行終字第 99 号判決書
- (9) (2007) 一中行初字第 1328 号判決書
- (10) (2008) 高行終字第 208 号判決書
- (11) (2004) 一中行初字第 22 号判決書
- (12) (2004) 高行終字第 320 号判決書
- (13) (2005) 一中行初字第 1169 号判決書
- (14) (2007) 高行終字第 47 号判決書

(原稿受領 2008.4.22)

読者の声

投稿のお願い

本誌における情報、言論の流れはとかく一方通行に終わりがちであり、編集に携わるパテント編集委員会としては本誌が読者に如何に読まれているか一寸気になります。

「読者の声」欄に、筆者への反論、編集者への注文などをEメールにてお寄せ下さい。

●宛 先：日本弁理士会 広報・支援・評価室「読者の声」係

TEL：03-3519-2361 FAX：03-3519-2706

投稿原稿はこちら…patent-bosyuu@jpaa.or.jp

※500字程度で、氏名・年齢・職業・連絡先を明記のうえ、投稿ください。

※掲載の都合上一部を手直しすることがありますので予めご了承ください。